

国立大学法人東京農工大学公用自動車運行管理規程

平成20年11月1日

20教規程第55号

(趣旨)

第1条 国立大学法人東京農工大学(以下「本学」という。)が所有する自動車の管理及び運用については、法令及び他の規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この規程における用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 自動車 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に定める自動車及び同条同項第10号に定める原動機付自転車をいう。
- 二 取得 物品管理規程第3条第3号の取得をいう。
- 三 公用車 本学が所有する自動車をいう。
- 四 一般公用車 次号以外の公用車で、本学の業務を遂行するために共同で利用する自動車をいう。
- 五 実習作業車 公用車のうち、農学部附属広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター(以下「FSセンター」という。)において農耕作業用に利用する大型特殊自動車及び研究室等が取得し当該研究室等における業務又は試験等のために利用する自動車をいう。
- 六 登録運転者 第8条第2項の運転者名簿に登録された者をいう。

(公用車の管理)

第3条 公用車は、本部地区、府中地区及び小金井地区で、それぞれ管理及び運用する。

(組織等の公用車利用区分)

第4条 次の各号に掲げる組織等は、それぞれ当該各号に定める地区で管理する公用車を利用するものとする。

- 一 総務チーム、計画評価チーム、広報・社会貢献チーム(科学博物館総務係を除く。)、学術情報チーム、人事チーム、研究支援・産学連携チーム(研究支援係等に限る。)、国際事業推進チーム、財務企画チーム、資産管理チーム、キャンパス整備チーム、学務チーム、学生支援チーム、入試チーム、監査室、戦略企画室、大学教育センター-担当室、図書館(府中図書館)、大学教育センター、保健管理センター、環境安全管理センター、女性キャリア支援・開発センター(本部地区に勤務する者に限る。)、キャリアパス支援センター(キャリアパス支援室を含む。)、学生活動支援センター、アグロイノベーション高度人材養成センター(アグロイノベーション人材養成支援室を含む。)及び若手研究支援室 本部地区

二 府中地区総務チーム、府中地区会計チーム、府中地区学生サポートセンターチーム、農学府、連合農学研究科、農学部、農学部附属広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター・フィールドミュージアム（以下「FM」という。）本町、FM津久井、多摩丘陵、FM草木、FM大谷山、FM唐沢山、FM秩父及び学術研究支援総合センター（遺伝子実験施設） 府中地区

三 広報・社会貢献チーム（科学博物館総務係に限る。）、研究支援・産学連携チーム（研究業務係及び産学連携係等に限る。）、留学交流推進チーム、小金井地区総務チーム、小金井地区会計チーム、小金井地区学生サポートセンターチーム、工学府、生物システム応用科学府、技術経営研究科、工学部、図書館（小金井図書館）、産官学連携・知的財産センター、国際センター、総合情報メディアセンター、学術研究支援総合センター（機器分析施設）、科学博物館、放射線研究室及び女性キャリア支援・開発センター（小金井地区に勤務する者に限る。） 小金井地区

（公用車の運転）

第5条 公用車は、登録運転者でなければ、運転することはできない。

（総括責任者等）

第6条 公用車に関する総括責任者として、総括チムリダ（財務担当）を充てる。

2 各地区所属の公用車の適正かつ効率的な運行及び管理に関する業務を行うため、公用車運行管理者（以下「運行管理者」という。）を次表のとおり置く。

地区	運行管理者
本部地区	資産管理チムリダ
府中地区	府中地区会計チムリダ
小金井地区	小金井地区会計チムリダ

3 運行管理者は、実習作業車（FSセンターにおいて、農耕作業用に利用する大型特殊自動車を除く。）の運行及び管理の補助を行わせるため、補助者を置くものとする。

4 前項の補助者の業務範囲その他必要な事項については、各地区において定めるものとする。

（安全運転管理者）

第7条 運行管理者は、道路交通法第74条の3の規定に基づき、安全運転管理者を選任し、所轄の公安委員会に届け出なければならない。

2 安全運転管理者は、法令に定める業務を行う。

（運転者の登録等）

第8条 本学の業務等を遂行するために公用車を運転しようとする者は、別紙様式1による運転者登録申請書を、当該地区の運行管理者に提出し、許可を受けなければならない。

2 運行管理者は、前項の許可をした場合は、必要な事項を別紙様式2によ

る運転者名簿に登録するものとする。

3 登録運転者は、毎年度運転者名簿の更新手続きのため、運転免許証の写しを当該地区の運行管理者に提出しなければならない。

4 登録運転者は、運転免許証を更新したときは、直ちに当該地区の運行管理者に届け出て、確認を受けなければならない。

(運転者の登録申請基準)

第9条 前条第1項の登録申請の基準は、次の各号のとおりとする。

一 運転免許証を有していること。

二 一般公用車については、自動車(原動機付自転車を除く。)の運転経験が2年以上あること。

三 運転免許の効力の停止を受けていないこと。

2 各地区の実情に応じて、前項各号以外の基準を当該地区において定めることができる。

(運行管理者への申出)

第10条 登録運転者は、交通違反その他の理由により自動車を運転できない状況になったときは、直ちに、当該地区の運行管理者に申し出なければならない。

(登録の抹消)

第11条 運行管理者は、登録運転者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、運転者名簿の登録を抹消しなければならない。

一 前条の申出をした場合

二 重大な自動車事故を起こした場合

三 健康状態が良好でない場合

2 運行管理者は、前項各号のほか、登録運転者に公用車の運転をさせることが不相当と判断した場合は、運転者名簿の登録を抹消しなければならない。

(公用車の利用基準等)

第12条 一般公用車の利用基準は、次のとおりとする。

一 資料等を運搬する場合

二 本学への来客等を送迎する場合

三 本学施設又は官公庁等への事務連絡等に利用する場合

四 その他業務上必要な場合

2 実習作業車の利用基準は、各地区において定めるものとする。

(一般公用車の利用申請等)

第13条 登録運転者は、一般公用車を利用する場合は、別紙様式3による一般公用車利用申請書を、当該地区の運行管理者に申請し、許可を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、他の地区の一般公用車を利用する場合は、当

該地区の運行管理者に協議し、許可を受けなければならない。

- 3 前項の場合において、協議があった運行管理者は、申請のあった登録運転者について、必要な事項を確認しなければならない。
- 4 第2項の許可があった場合においては、次条第3項の運行記録の報告及び第15条第1項の事故の報告は、これらの規定にかかわらず、当該許可のあった安全運転管理者にしなければならない。
- 5 実習作業車の利用申請及び許可等の手続は、各地区において定めるものとする。

(運転者の義務等)

第14条 登録運転者は、公用車を運転する場合は、関係法令等の定めに従い、事故防止に努めなければならない。

- 2 登録運転者は、公用車を運転する場合は、運行前点検を実施しなければならない。
- 3 登録運転者は、公用車を使用した後は、所定の場所に格納し、一般公用車については、別紙様式3による運行記録を当該地区の安全運転管理者に報告しなければならない。
- 4 実習作業車の運行記録の報告等については、各地区において定めるものとする。

(事故発生時の措置等)

第15条 登録運転者は、公用車を運転中事故を起こし、又は事故に遭った場合は、負傷者の救護、道路における危険の防止及び警察への通報等の必要な措置を講じた後に遅滞なく、所属長及び当該地区の安全運転管理者に報告しなければならない。

- 2 安全運転管理者は、前項の報告を受けた場合は、遅滞なく、当該地区の運行管理者へ報告し、報告を受けた運行管理者は、当該内容を遅滞なく、当該部局長及び総括責任者並びに総務チ-ムリ-ダ-を経由して環境安全を担当する副学長へ報告しなければならない。

(各地区における取扱い)

第16条 この規程に定めるもののほか、公用車の管理及び運用について必要な事項は、当該地区において定めることができる。

- 2 運行管理者は、各地区において定めをした場合は、総括責任者へ報告しなければならない。

附 則

この規程は、平成20年11月1日から施行する。

平成 年 月 日

運転者登録申請書

地区運行管理者 殿

所属長名	氏名	印
下記職員等の運転者登録申請を承認します。		
(承認日：平成 年 月 日)		

(所属名) 所属の職員等について、東京農工大学公用自動車運用管理規程第8条第1項に基づき、公用車の運転者登録を下記のとおり申請します。

記

	氏名	印	免許の種類	免許取得年月日	自動車運転歴	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

注意事項

- 1 運転免許証の表面及び裏面の写を添付すること。
- 2 登録申請に当たっては、所属長（事務職員については、チ - ムリ - ダ - 等、その他の者については、学科長等の直属の長）の承認を得ること。
- 3 様式については、各地区において適宜修正することができる。

上記の登録申請を許可する。

に係る申請を除き、上記の登録申請を許可する。

運転管理者	安全運転 管理者		

運転者名簿

整理 番号	所 属	氏 名	免許の種類	免許取得 年 月 日	有効年月日	登録年月日	自動車 運転歴	更新(確認)年月日

様式については、各地区において適宜修正することができる。

一般公用車利用申請書

平成 年 月 日

地区運行管理者 殿

運転者 (申請者)		印
下記の申請を承諾します。(承認日：平成 年 月 日)		
所属長名	氏名	印

下記のとおり、申請いたします。

記

車 種	○○○○	○○○○	○○○○	○○○○
期 間	平成 年 月 日 時 分 ~ 平成 年 月 日 時 分			
同 乗 者 名				
目 的	資料等の運搬 送迎 事務連絡() その他 []			
行 先	○○地区 ○○○○ その他 []			

上記申請を許可します。なお、運行記録を作成の上、報告願います。

運行管理者	安全運転 管理者				

運 行 記 録

走 行 距 離		走 行 記 録 異常があった場合は状況等を記載してください。			
開始時・指針	km	駆 動 部	異常なし	異常あり())
		制 御 部	異常なし	異常あり()	
終了時・指針	km	計器類	異常なし	異常あり())
		その他	異常なし	異常あり()	
走 行 距 離	km	内 装	異常なし	異常あり())
		外 装	異常なし	異常あり()	

上記のとおり、報告いたします。

運行管理者	安全運転 管理者				運 転 者 へ の 連 絡 事 項

留意事項

- 1 利用申請に当たっては、所属長(事務職員については、チ・ムリ・ダ・等、その他の者については、学科長等の直属の長)の承認を得ること。
- 2 様式については、各地区において、適宜修正することができる。